

Title	『建久御巡礼記』の基礎的研究・二：神宮文庫本系統の再検討
Sub Title	A fundamental study on Kenkyu-Junraiki II: A re-examination of the "Jingu-bunko-bon" branch
Author	大橋, 直義(Ohashi, Naoyoshi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2008
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.95, (2008. 12) ,p.319- 338
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	岩松研吉郎教授高宮利行教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00950001-0319">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00950001-0319</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『建久御巡礼記』の基礎的研究・二

— 神宮文庫本系統の再検討 —

大橋 直義

## 一 神宮文庫蔵『南都巡礼記』をめぐって

かつて『建久御巡礼記』（以下、『巡礼記』）の伝本系統について論じたとき、神宮文庫蔵『南都巡礼記』の重要性について認識していながらも、その詳細な検討は行なうことができなかった。<sup>1)</sup>しかしながら、二〇〇八年・夏に同文庫のご高配を賜わり、原本閲覧の機会を得て、度会家行が著し、その直系の実相が書写した『類聚神祇本源』紙背に存する神宮文庫蔵本の全体像を把握することができた。<sup>2)</sup>本稿は、その結果をもとに、『巡礼記』の伝本系統の成り立ちを明らかにすることを目的としている。

まず、本稿で言及する伝本を以下に列記する。

【東急】大東急記念文庫蔵『南都巡礼記』（『南都七大寺縁起』）、〔鎌倉初期〕写、一卷一軸

【彰考】彰考館蔵『南都巡礼記』、〔元禄以前〕写、一卷一冊

【保井】 保井文庫藏『南都巡礼記』、寛保元年森胤清写、一巻一冊(一七四一)

【前田】 前田尊経閣文庫藏『南都巡礼記』、乾元二年英範写、二巻一冊(一三〇三)

【集記】 天理図書館藏『大和寺集記』(江戸中期)写、一冊) 所引本

【神宮】 神宮文庫藏『南都巡礼記』、(十四世紀前期) 写

【龍門】 阪本龍門文庫藏『南都山階寺諸寺諸院私記』(室町初期) 写、一冊) 所引本

【東急・彰考・保井】の三本はその本文・文字遣いにおいて極めて一致度が高い伝本群である。なかでも〔鎌倉初期〕写の【東急】は現存最古写本にして最善本とみなされてきたものである。野口博久<sup>3)</sup>は、【保井】の春日社条末尾注記に見える嘉祿二年写の〔多武峯本〕(散逸本)をこれらと同系統の一本とみて、これらを「多武峯本系統」と名づけた。なお、前稿で【東急】が「御所」に進上された精撰本<sup>4)</sup>である可能性について示したが、【神宮】を精査した結果、その蓋然性は低い(後述)。

【前田・集記】は「流布本系統」に属する。他に日本大学本・醍醐寺藏『日域諸寺私記并諸社』所引本があるが今は触れない。この系統は護国寺本『諸寺縁起集』にも引用され、『巡礼記』としても縁起集化を目指す傾向にある。また『宇治拾遺物語』上巻卷末話や『古事談』巻三冒頭の東大寺関連話の典拠となり、鎌倉期初頭の段階から寺院圏を中心として相当に流布していた伝本群であったと位置づけられる。さらに『古事談』との関連性でいえば、その成立下限である建保三年<sup>5)</sup>にはすでに流布本系の祖本が存在していたことにもなる。本稿において流布本系統として引用する本文は原則

【前田】によるが、【前田】が不如意の脱文・誤写をおかしてしまっている箇所も複数あり、その場合には同系の他本で

適宜補うこととする。また本稿では言及しないが、大宮家本など、「春日社系統」と位置づけた一群もある（前稿参照）。  
【神宮・龍門】は「神宮文庫本系統」と呼びうる二本である。野口博久は、【東急・彰考・保井・神宮・前田】等を対照し、「多武峯本系統」を最善本、【前田】の後出性を指摘した。さらにその変容過程の中間的な形態であるとして、【神宮】を「中間本系統」と位置づけたのである。しかしながら、【神宮】の本文の全体を微細に検討した結果、この位置づけは訂正の要があると言わねばならない。  
たとえば次の西大寺条冒頭部分である。

【東急】 此寺ハ平城宮御宇孝謙皇帝高野女帝聖武天皇ノ御娘ニオハシマス扶桑記第九云天平神護元年西大寺ヲ造ラセ給ヒテ…

【神宮】 此寺ハ平城宮ノ御宇孝謙皇帝高野女帝御願也扶桑記ノ第九云天平神護元年ニ天皇此寺ヲ作ラセ給テ…

【前田】 此寺ハ平城宮御宇孝謙皇帝高野女帝聖武天皇ノ御ムスメニヲワシマシ、御門ノ御願也扶桑記第九云天平神護元年天皇西大寺ヲツクラセ給テ…

傍線部は【東急・前田】にあり、太字部分は【神宮・前田】に、さらに二重傍線部は【前田】のみにあるこの箇所は、【東急】↓【神宮】↓【前田】という野口が想定した伝本系統論では説明が不可能であろう。結論をやや先取りしてしまふならば、【東急・神宮】には共通祖本が想定でき、両本の親本へと分岐した後、個別に転写がなされ、そのときに誤写・誤脱はもちろん、本文の整理・増補がなされたのである。その系統認識に拠るならば、明らかに【東急】の文意が通りにくくなっているこの状況は、原撰本では割注であつた傍線部が本行化したことに起因するものと推定できる

すなわち原撰本では「此寺、平城宮御宇孝謙皇帝女帝聖武天皇ノ御娘ニオハシマス御願也」とあったものが、傍線部が本行化する

ことで文意が通りづらくなつたため、【東急】は「御願也」を削除、【神宮】は傍線部を削除、【前田】つまり流布本系祖本は「ヲワシマシ、」と改めて、その文意を通したと考えるのが最も蓋然性が高いのである。

本稿末尾に付した表は、【神宮】が有している東金堂・東大寺・法花寺・西大寺・招提寺・薬師寺・元興寺・大安寺・法隆寺各条の本文を【東急・前田】と比較対照しうる部分（七三三項）に分割し、その異同のありかたによって①②③／a～qの五一項目に分類したものである。②の総数が③に比して圧倒的に少ないことが流布本が【神宮】から出たものではないこと、つまり【神宮】が「中間本」ではないことを示している。

## 二 大東急本・神宮本の近縁性

前節でもふれたことだが、ここであらためて【東急・神宮】共通祖本の様相について検討しておこう。まず掲げるのは東大寺条の大仏開眼会記事のあとの聖武天皇ら東大寺四聖記事の周辺である。

大施主ノ聖武天皇、救世観音 良弁僧正者弥勒也 婆羅門僧正者普賢 行基菩薩者文殊也

カヤウノ権者共ノ寄ヨリ集リテ作供養セラレシナリ

開眼導師者天竺菩提講師者薩摩律師 化人也 読師者延福禪師也 呪願大唐ノ道濬律師

右は【東急】の本文だが、【神宮】は「道濬」を「道濬ト」と表記するなどの細かな異同があるのみである。ところが【前

田]つまり流布本系統は、本文は同様であるものの、「開眼導師」以下の部分を聖武天皇ら東大寺四聖記事の前に配置している。このように記事構成という点で【東急・神宮】共通祖本を示す顕著な事例としては、次の招提寺条の東大寺戒壇創建説をめぐる問題もあげられる。

【東急】 天皇待ツケテ悦給ヒテ戒壇ヲ建テラレキ僧徒自此一々ノ国ニ、盛テリ

【神宮】 天皇待付テ悦ハセ給テテ戒壇ヲ立テ、僧ノ戒律ヲ崇ヒ受ル事ヲハ偏ニ和尚ニ任セ給ヘリ僧徒自是盛

傍線部は【神宮】独自異文。それ以外の戒壇説も流布本系統のいずれにも見られない。そのかわりに、後に言及する金龜舍利塔縁起説が配置され、両者で明確な対立を見せている。

記事配列のみならず、文言のレベルでも【東急・神宮】の近縁性をみることができ、その例は末尾の表の①g-s-kに集中している。さらに大きな本文増幅を行なっている箇所も多々あり、たとえば【東急・神宮】はともに「岸ニツキテ後一人梵僧陸上<sup>ケカニ</sup>リテ行基菩薩御手ヲ取<sup>リテ</sup>」としか記さない東大寺条の行基・菩提和歌贈答説話の一文を、【前田】は次のように増幅する。

岸ニツキテ後一人ノ梵僧クカニノホリテ百僧ノハテニヲハシマス行基菩薩ヲカキワケテ御手ヲトリテ一度ハヨロコ  
ヒ一度ハカナシミ給キ

流布本系統の増補箇所である傍線部分は『古事談』卷三—三「其時行基執手、一度者喜、一度者悲テ」と対応し、流布本系統と『古事談』との関連性がうかがえる箇所でもある。また大安寺条の次の記事を比較してみてもやはり【東急・神宮】の近縁性は明確にあらわれており、両本に共通の祖本が存在していたことは確かなことといえるだろう。

【東急】 聖武天皇ノ時ニ至マテ寺ヲ造リ崇給ヒシ皇子帝王十三代也此寺特ニ勝タル勝地也

【神宮】 迄至聖武天皇時ニ寺ヲ作リ崇メ給シ皇子帝王十三代也此寺殊ニ勝タル地也

【前田】 聖武天皇奈良ノ都ニウツシツクリ給シニイタルマテ皇子帝王スヘテ十三代ノ御門ノ朝ニ此寺ヲアカメサセ給ヘル寺ナリ此寺ノツクリヲコリ并ニ御仏ノ相好コトニスクレタル寺也

さらに【東急・神宮】共通祖本と流布本系祖本の関係を明確なものにするために、出典の存在する箇所を検討しておこう。まず、東金堂条における「太子伝」の引用箇所である。【東急】を引用する。

太子伝云敏達天皇即位八年己亥冬十月ニ自新羅国ニ仏像ヲ此ノ朝ニ奉レリ送ニ太子申給ハク西国ノ聖人尺迦牟尼仏ノ遺像ナリ末世ニ是ヲ貴スレハ災ヲ消テ幸ヲ蒙ル是ノ凌者則災ヲ招テ命ヲ促シテ申給シカハ天皇安置供養給ヘリ今此御堂後戸ニ伝ヲ留リ給ヘリ

【神宮】も【東急】に近く、異同は傍線部の「敏達天皇」「奉レリ送」「天皇」をそれぞれ「敏達天皇他田宮御宇ノ時」「奉渡シ送」「天皇聞食テ」として独自に語句を補っている程度である。『聖徳太子伝暦』八歳条をみると、

八年<sup>己亥</sup>冬十月。新羅国獻「送仏像」。太子令「皇子奏」曰。西国聖人釈迦牟尼仏遺像。末世尊<sup>レ</sup>之。則消<sup>レ</sup>禍蒙<sup>レ</sup>福。蔑<sup>レ</sup>之則招<sup>レ</sup>災縮<sup>レ</sup>壽。児読<sup>レ</sup>仏経。其旨微妙。望也崇<sup>レ</sup>貴仏像。如<sup>レ</sup>説修行。天皇大悦。安置供養。今在<sup>二</sup>興福寺東金堂<sup>一</sup>。

【東急・神宮】共通祖本は『伝暦』に完全に一致するとまでは言えないまでも、おおむねこの記事に依拠している。ところが流布本系統の場合、「太子申給<sup>ハク</sup>」の直前に「天皇太子<sup>ニ</sup>トヒタテマツラセ給シカハ」との文言を独自に補っているのである。出典の存在ということを考えれば、共通祖本のかたちが出来で、流布本系統はその本来のかたちに新たに加筆している様相が看取できるのである。また、『東大寺要録』供養章第三の「又古老云」で始まる記事に依拠した東大寺条華嚴会縁起の鯖売翁説もこれと同様の事例である。翁の杖が地面に突き立った場所を、【東急・神宮】は「東近廊前」として、『要録』に一致する。しかし流布本系統はいずれも「東廻廊」とするのだ。おそらく誤写によるものだろうが、流布本系祖本の段階で生じた現象であったことは確かだろう。

この節の最初に引いた東大寺四聖記事の周辺の場合、流布本系祖本の意図がより明確に見えてくる。流布本系統が「開眼導師」以下の記事の位置を前方に動かしたのは、傍線を施しておいた「カヤウノ権者トモ」のなかに、四聖だけではなく、菩提僧正らもおさめ、記事全体の整合性を高めようとする意図が働いていたのではないか。さらにこの記事ではいずれも菩提僧正を「開眼導師」としているが、ここに先立つ箇所では、【東急・神宮】ともに「行基菩薩<sup>ニ</sup>宣<sup>ク</sup>寺<sup>ヲ</sup>供養<sup>ム</sup>ト思<sup>ヒ</sup>菩薩<sup>ヲ</sup>講<sup>ト</sup>セムト思<sup>ヘリ</sup>」<sup>三</sup>略<sup>三</sup>」菩薩申給<sup>ク</sup>行基大会<sup>ノ</sup>講<sup>ト</sup>セムニタエシ」とし、わずかな齟齬を見せている。『三宝絵』や『七大寺巡礼私記』では「講師」とし、さらに二重傍線を付した「供養」の語も見える。ここでは【東急・神宮】の



かたちが本来的と言えるのだが、一方で【前田】はこの箇所を「行基菩薩ノ給ハク導師ニハ菩薩ヲモチキムトオモフ」略…菩薩申給ハク行基大会ノ導師トナラムニタエシ」と改めてしまうのである。これは四聖記事周辺との整合性を高めようとする意図にほかならず、さらに傍線部のように「ナラムニタエシ」とするほうが行基の発話として文脈が整っていることは明らかである。

同様の意図をかいまみることができるところをさらによくつか検討しておこう。

中天竺舍衛国ノ祇園精舎、都率天宮ヲウツシ造ル大唐西明寺、彼祇園精舎ヲウツス本朝ノ大安寺ハ彼西明寺ヲウツス洛陽ノ法成寺ハ南京ノ大安寺ヲウツクラレタリ此寺ノヲコリハ上宮太子熊凝ノ村ヲ精舎ニ造ラムト申給シヨリヲコレ  
リ「▼」太子ハ用明天皇ノ第二子也

【前田】の大安寺条冒頭である。注目しておきたいのは傍線部分の法成寺に関する記述である。【東急】の場合、▼部分に「北京法城寺ハコノ大安寺ヲ被遷タリ」との文言が割注で記されているのである。<sup>(8)</sup>【前田】はこの配列移動によって文脈の整合性を高めようとしたと見るべきだ。なお【神宮】はこの法成寺記事を持たない（後述）。

また同じ大安寺条の行教和尚関連記事も流布本系統は次の傍線部のように独自文を置く。

行教和尚モツクシノ宇佐ノ宮ヨリ八幡大菩薩ヲ負タテマツリテハ此寺ノイハシ水ノ房ニシツメマイラセ給ヒキノチ  
ニコソオトコ山ノイタ、キハハワタラセ給シカ此寺ハコレ大菩薩ノ本所也

【東急・神宮】は傍線部の替わりに「道慈律師始造ハシメツクシクマヒ給シ源シハ都率宮ノ図也」との一文を配している。この次の記事が権操・空海・最澄らも大安寺に住したことを述べる説であるので、【東急・神宮】は不審な記事配列となっている。また、【東急・神宮・前田】ともに、これに先だつて「造ラムト大寺一思テ唐ノ西明寺ノ様ヲ遷取リテ来レリ」(【東急】)【前田】「西明寺ノ図」としているので、【東急・神宮】は結局重複して記していることになる。流布本系祖本はこの状況を回避し、全体の整合性を高めるために重複部分を削除し、そこにあらたな言説を加筆したと見ることができようか。

ここまで見てきた限りでは、【東急・神宮】には共通祖本が存在し、そこから派生した流布本系統は整合性を高め、新たな言説を増幅する意図をもつて編纂されたものと見なすことができる。その増幅は野口博久が指摘していたような修辭的表現の増幅にまでおよび、流布本系の後出性を証するものとみることができそうである。しかし、わずかに一例であるが、流布本系本文に本来のかたちが残っている場合も存する。次の東大寺条の一文、『要録』縁起章第二所引「大仏殿碑文」に依拠した箇所である。三本ほぼ類同であるので【東急】のみを掲げ、主要な異同は傍記で示した。

天下ノ富有者朕也天下ノ勢イキレヒ 有者朕也此富勢ヲ以テ此ノ尊像ヲツクラムニコトハナリヤスクシテ心者イタリカタシ人ノ  
(前田)財スノ不奪スノ人心ヲ不シテ破(種)知識ヲ勸ヲ吾モテ同テ盧舍那仏ヲ造ル令ム思モハ也  
(種)草ト一把キリ土ト一拳キリ加テ造ラハ無レト妨事一宣旨  
ヲ被下一也

【前田】の場合、▼の位置に「諸知識者」なる文言が存することによって文意が分かりにくくなっているという特徴がある。

ここで「大仏殿碑文」の対応箇所をみてみると、

夫有<sup>二</sup>天下之富<sup>一</sup>者朕也。有<sup>二</sup>天下之勢<sup>一</sup>者朕也。以<sup>二</sup>此富勢<sup>一</sup>造<sup>二</sup>彼尊像<sup>一</sup>。事也易<sup>レ</sup>成心難<sup>レ</sup>至。但恐徒有<sup>レ</sup>勞<sup>レ</sup>人預無<sup>レ</sup>能感<sup>一</sup>。諸知識者。發<sup>二</sup>至誠心<sup>一</sup>。令<sup>二</sup>人招<sup>レ</sup>福。〔…略…〕如更有<sup>二</sup>人願<sup>レ</sup>持<sup>一</sup>一枝草一合土一造<sup>上</sup>像者<sup>甲</sup>。勿<sup>レ</sup>禁勿<sup>レ</sup>障。

とあり、流布本と同じく「諸知識者」を有しているのである。ただ、それ以後の傍線部分は引用されず、やはり流布本の本文にとって不要な一語であるのだ。流布本系祖本が独自に「大仏殿碑文」を参看し、あえて文脈を乱すこの語を補ったとは考えにくく、したがって、この語は『巡礼記』の原撰本の段階から存在した一語で、【東急・神宮】共通祖本が意図的に削除した語と考えられる。

この現象と、ここまで見えてきた共通祖本と流布本系統本文の関係——流布本の後出性とを総合するならば、次のような結論が得られる。第一に、流布本系祖本は原撰本から【東急・神宮】共通祖本へと転写される段階以前に派生した伝本であったこと。第二に、その流布本系祖本の段階で、誤写等に起因する本文の乱れが生じてしまうこともあったが、記事の整合性を高め、接統語を補うなど叙述を明確にしつつ、修辭的表現や新たな縁起説を増補するという編集行為がなされており、それゆえ原撰本の姿はむしろ【東急・神宮】共通祖本のほうが留めていることである。そしてこの流布本系祖本親は、『古事談』編纂以前に流布本系統の本文がすでに源顕兼の手もとにあったという推定とも符合するものである<sup>(9)</sup>。

### 三 神宮文庫本の位相

現存【東急】【神宮】はいずれも共通祖本から派生した本文で、親子の関係にあるわけではない。引用は略すが【東急】の場合、『要録』を出典とする部分での脱文が二箇所、目移りによると推定される脱文が三箇所存在する。ただし、そのいずれもが【神宮】・『要録』・流布本系伝本に存在する文言となつてゐる(② a e h)。また② i l mの本文改変・増幅も、①③の状況に較べれば数・質ともに微細なものばかりである。② fに分類した事例は、【神宮・前田】「会」中間<sup>ニ高座ヨリテ</sup>堂<sup>ヲ</sup>後戸<sup>ヨリ</sup>カイケツヤウニシテニケ出ル也」の傍線部を【東急】が記さない点だが、この表現は、同じ東大寺条の中で先だつて記されていた表現で、【東急】が独自に重複を回避したと見るべきだろう。【神宮】にも比較規模の大きな脱文が四箇所あり、そのいずれもが【東急・前田】に存する本文であることから、【東急】【神宮】はその共通祖本から派生した兄弟関係にある伝本であると考えられる。

一方、【神宮】には「私記」等として記される独自記事があり、またそれ以外にも本文増幅・改変がなされている。したがつて、『巡礼記』の原態を最も留めているのは【東急】であるということになるのだが、むしろ【神宮】のほうが、中世における『巡礼記』の位相をよく示しているのである。

敏達天皇十三年に百濟から献納され、本元興寺に安置された弥勒像について、【東急・神宮】はともに「石像弥勒」とし、流布本は「馬腦<sup>(馬腦)</sup>ノ像ノ弥勒」と具体的に記す。後に像が盗み出され、【東急・前田】は「其ノ石ノ座許ヲコノ奈良ノ元興寺へ送り渡シ」たとするのだが、【神宮】のみは、それを「馬腦ノ石ノ坐」とするのである。この現象はいかにして生じたのだろうか。

この点に関して参考になるのが鑑真に会った栄叡らについての次の一文である（招提寺条）。

【東急】 栄叡普照ト云二人僧清河ノ宰相大使名代副使此僧俗四人ヲシテ為使ト：

【神宮】 栄叡普照ト云フ二人、僧清河ノ相宰大使大伴古満呂等此人共四人ヲ遣テ：

【前田】 栄叡普照ト云二人ノ僧大使藤原清河宰相大伴古満呂副使等ヲ使トシテ：

文章そのものとしては【東急・神宮】に近いが、遣唐副使の名が異なっており、その点についてのみ、【神宮】と流布本が一致する。<sup>(1)</sup>しかし『東征伝』『続日本紀』によれば、『巡礼記』の記述はいずれも誤りを含んでいるのだ。栄叡らが鑑真のもとを訪れたのは天平四年任の遣唐使で、大使を多治比真人広成、副使を中臣名代とするもの。一方、鑑真が来朝となった際の船は、清河を大使、古麻呂を副使とした天平勝宝二年任の遣唐使船であった。さらに実際に鑑真が乗船したのは古麻呂の乗る第二船であったとされ、【東急】がこれをあえて「名代」と改めたとは考えにくく、したがって【東急】が元来の本文、つまり【東急・神宮】共通祖本の本文であったと推定されるのである。副使の名以外の【東急・神宮】の本文が相対的に近いこともその論拠となろう。だとすれば【神宮】はいかにして本文を訂しえたのか。その方法は、ある種の流布本系伝本に依拠した校定・増補、つまり広義の〈注釈〉であったと推定されるのである。この方法によって、元来は単に「石ノ坐」とあった本文を「馬腦ノ像ノ弥勒」からの類推で「馬腦ノ石ノ坐」と変容させたものではなかったか。東大寺条末尾の【東急・神宮】「此度ノ炎上」・【前田】「コノタヒノ平家ノ炎上」の相違に関しても同様の〈注釈〉がなされたと見ることが出来る。【神宮】はこの直後に、「今度炎上ト、治承四年十二月廿八日平家太上入道也軍兵与大衆

合戦ノ時ノ炎上也私記之」なる「私注」を記すが、これは流布本の「平家ノ炎上」を参看することとなされた、共通祖本の「此ノ度ノ炎上」に対する〈注釈〉であると言えよう。

さらに鮮明かつ大規模に〈注釈〉がなされたと考えられるのが、招提寺条の東大寺戒壇創建説と金龜舍利塔縁起説に<sup>①</sup>関わる記事である。前述のとおり、共通祖本では戒壇説のみが記され、流布本においてはそれが舍利塔縁起説に差し替えられているのだが、【神宮】の場合、本条の末尾に種々の記事が付加されているのである。全文を引用することはかなわないが、七つの部分に分けて摘記する。

1・「其ノ渡リシ道ノ程ノ事難シ尽得」… || 流布本系「金龜舍利塔縁起説」を略述。【東急・前田】「彼ノ仏舍利本尊道具共ヲ残シ置給ヘリ」と差し替えられる。

2・「私云是ノ御舍利即是ノ招提寺ニ御ハセリ」… || 招提寺舍利の靈験。【神宮】独自記事。

3・「并和尚ノ御影ハ…」… || 【前田・集記】のみに存する影堂の記事と関連するか。

4・「其ノ西ノ方ニ又タイ味入ッタル井アリ」… || 【神宮】独自記事。出典未詳。

5・「遠ク凌テ彼鯨波」…是ノ和尚ノ恩ヲ可知者也… || 流布本系「僧トモナリシ鑑真和尚ノ恩ラムクヒタテマツラサラム」の関連記事。

6・「天台叡山ノ戒壇ハ…」… || 【神宮】独自記事。貞慶「南都叡山戒勝劣事」。

7・「私云此土ヲ乞請ル事」… || 【神宮】独自記事。貞慶「南都叡山戒勝劣事」。

まず見えやすいのは、【神宮】が共通祖本段階から有していた東大寺戒壇説に対する〈注釈〉としての6・7である。また2と4はそれぞれ1と3に対する注釈と位置づけられよう。重要なことは、【神宮】の記事1が、【東急】が本条末尾に置き、また【前田】も末尾の「鑑真和尚ノ恩ラムクヒタテマツラサラム」の直前に置く一文、つまり「彼ノ仏舍利本尊道具共ヲ残シ置給ヘリ」と差し替えられるかたちで記されている点である。このことは、【神宮】から流布本系統祖本が派生したとの従来の見方をくつがえすだけではなく、むしろ逆の経路、すなわちこの「仏舍利」の語に対する〈注釈〉として記事1が配されるという経路を示している。同様に、記事3・5についても流布本系の伝本に依拠した校定・増補Ⅱ〈注釈〉がなされたと考えられる。

この種の〈注釈〉は流布本系伝本に拠つてのみなされたものではなかった。東大寺条の行基・菩提和歌贈答説話には他書に拠る〈注釈〉の痕跡が残されている。【東急・前田】の場合、まず行基が「靈山ノ尺迦ノ御前ニ契テシ真如不朽ニ相見ル賀奈」と詠みかけ、菩提が「加毘羅衛ニ共ニ契シ甲斐有リテ文殊ノ御貞相見ル賀奈」と応える。ところが【神宮】では順序が逆になり、さらに菩提の歌は「加毘羅衛ニ昔別シ日本ノ文殊ノ御貞相見都留賀奈」と相違するのである。この説話は種々の縁起資料に見えるのだが、その多くは【東急】等と同様の構成となっている。しかし、『要録』供養章第三「元興寺小塔院師資相承記」・『七大寺巡礼私記』所引「元興寺小塔院師資相承次第略記」・「行基菩薩伝」・「大安寺菩薩舞伝来記」には【神宮】と同じ構成・和歌本文を持つ説話が見えるのだ。『要録』所引資料を指摘した野口博久は、和歌の本文は一致するものの、前後の文は【神宮】と関係が薄く、出典とはなりえないとする。たしかに【神宮】はこの直後にこの二資料にも見えない独自文を有し、直接の出典とすることはできない。しかし『巡礼記』以外のこの種の資料によつた、校定・増補という意味での〈注釈〉がなされたことは明らかであろう。

さらにこの【神宮】の構成と和歌本文とが【龍門】と一致することに注意したい。かつて指摘したことだが、【神宮】と【龍門】には共通祖本が想定され、それが『源平盛衰記』卷二十二の興福寺縁起説の出典となっていた。<sup>15)</sup>つまり、この箇所（〈注釈〉）はその共通祖本段階の営為であり、さらに【神宮・龍門】東大寺条の良弁伝承に施された、『七大寺巡礼私記』を出典とする「又彼ノ執金剛神ノハキヨリ金色ノ光明出テ内裏ヲ照シテリ」もまた、同じ段階の（〈注釈〉）と位置づけられる。ただし、略述傾向の強い【龍門】に、【神宮】にない独自の説が複数存在することは、【神宮・龍門】共通祖本から個々の親本が形成された後にも、それぞれに（〈注釈〉）がなされていたと言いうことができる。<sup>16)</sup>【神宮】で（〈注釈〉）がなされた顕著な痕跡の見える招提寺条を【龍門】は持たないため判然とはしないのだが、あるいは、【神宮】招提寺条の（〈注釈〉）は【神宮・龍門】共通祖本から【神宮】の親本が分かれて以後になされたことであつたのかもしれない。

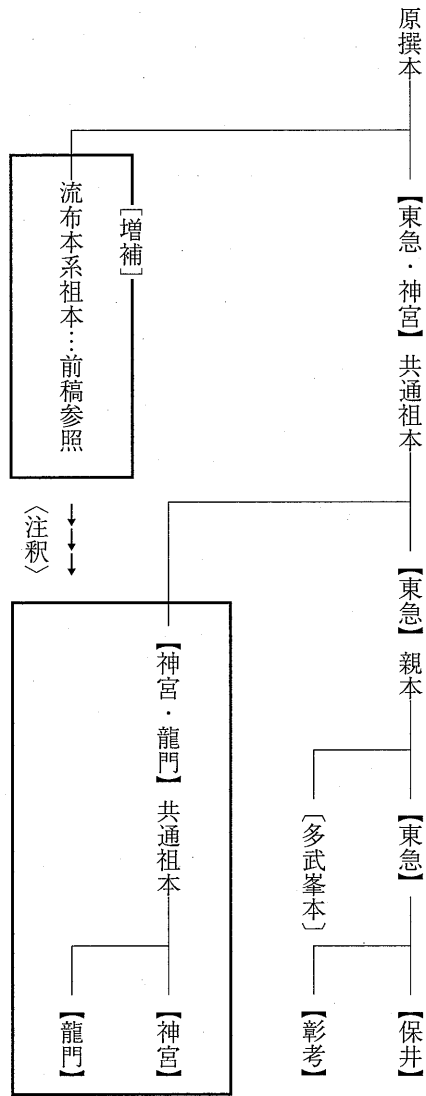
#### 小括 神宮文庫本の編集意識

以上の検討をふまえた要点を箇条書きで示す。またそれをふまえて系統図を左記のように作成した。

- ・【東急・神宮】 共通祖本の存在。
- ・原撰本から【東急・神宮】 共通祖本に至るまでに流布本系祖本が派生したこと。
- ・流布本祖本以後に多大な増補がなされたため、むしろ【東急・神宮】 共通祖本が原態に近いこと。
- ・【東急・神宮】 共通祖本から、【東急】の親本と【神宮・龍門】 共通祖本が派生したこと。
- ・【神宮・龍門】 共通祖本段階および両本の親本段階で、流布本を含めた諸資料に拠る広義の（〈注釈〉）がなされたこと。



したがって【東急】が、その親本段階で誤写・脱文を起こしているものの、原撰本に最も近いと推定されること。



ところで、このように考えてみると生じる疑問がある。流布本に拠って〈注釈〉を施したのならば、流布本が【東急・神宮】共通祖本に比して大増補を行なった部分の全てをなぜ使わないのかということである。ここに【神宮】の周辺でなされた〈注釈〉営為の意図があらわれる。まず、前提として、流布本が本文を容納させている箇所でも、【東急・神宮】共通祖本に対応する本文が存在する場合、原則として〈注釈〉は行われていない。表の①g kがこれを示している。むしろ③が示すように、【神宮】が独自に本文を整えていた場合も多々あると言えよう。また接続語など叙述に関

わる語句、修辭的表現などを流布本が増幅している場合でも、それらは等閑視されていたようだ。

問題は① p q に分類した流布本の独自記事と独自配列である。独自記事九例のうちの六例はいずれも叙述・修辭に關わる文章である。また、独自配列のうちの一つは第二節で言及した東大寺四聖記事周辺の問題である。この場合、配列は変化しているものの、個々の本文内容は一致するもので、先の招提寺条とは状況が異なると考えられる。これ以外の事例を掲出しよう。

・元興寺条「信乃国ノ善光寺ノアマタ仏モカノトキナニハノエニナカサレ給ヒケルヤラム」(p)

・大安寺条「ノチニコソオトコ山ノイタ、キハハワタラセ給シカ此寺ハコレ大菩薩ノ本所也」(p)

・大安寺条「洛陽ノ法成寺、南京ノ大安寺ヲツクラレタリ」(q・【東急】にもあり)

・法隆寺条 II 小野妹子法華經将来説話 (p・q)

法隆寺条を除けば、いずれも南都圏以外の縁起説であるのだ。法華經将来説話は明らかに南都に關わる言説であり、また引用はしないがその構成・内容ともに流布本系統が大きく変容している部分で、当然、招提寺条と同様の規模の〈注釈〉が施されてしかるべきであろう。ただし、推測の域を出るものではないが、【神宮】はこの条の半ば以降を失ってしまったっており、あるいは法隆寺条末尾に〈注釈〉的記事が配されていた可能性もあろう。すなわち、この点を保留するならば、【神宮】はその編集・〈注釈〉に際し、南都圏以外の言説を排除する意図を有していたことになる。南都以外の寺院の縁起説も広く収載しようとした菅家本『諸寺縁起集』が編まれ、また流布本が伝流した興福寺大乘院の状況とは大きく異

なるのである。

このような【神宮】の編集意図が明らかになったとき、度会家行が著し、直系の度会実相が書写した『類聚神祇本源』の紙背に現【神宮】が存することの意味はますます大きくなる。北畠親房の影響を強く受けつつ、伊勢外宮の神道説を創出した家行とその家系の周辺に、「南都巡礼記」であることを強く指向する「巡礼記」が存在したのだ。そしてそこになされた〈注釈〉とは中世における学問的営為にほかならず、度会神道説が形成されてゆく過程との重なりにさらなる注意を払うべきである。

注

- (1) 大橋直義「『建久御巡礼記』の基礎的研究―「前田家本系統」の再検討」(『国語国文』七四―八、二〇〇五)
- (2) 神宮文庫本の翻刻・書誌・解題、および詳細な研究史については大橋直義「神宮文庫蔵『南都巡礼記』」(『類聚神祇本源』紙背) 翻刻と解題」(『三田国文』四八、二〇〇八) 参照。
- (3) 野口博久「『建久御巡礼記』諸本略説」(『説話』一、一九六八)、同「『建久御巡礼記』諸本の系統について」(『説話』二、一九六九)
- (4) 尊経閣叢刊の複製本(一九四〇)に拠る。なお【東急】の引用は『校刊美術史料寺院篇・上』(中央公論美術出版、一九七二)に拠るが、原本にそくして適宜改めた箇所がある。
- (5) 大橋直義「阪本龍門文庫蔵『南都山階寺諸寺諸院私記』翻刻と考察―神宮文庫本『建久御巡礼記』と『源平盛衰記』所収縁起との関連」(『巡礼記研究』二、二〇〇五)
- (6) 大日本仏教全書本に拠った。
- (7) 国書刊行会本に拠った。
- (8) 原本に拠ればこの割注の前行の同位置は「上宮太子」であるため、前行の傍記がこの位置に移動したとは考えにくい。

(9) 前掲注(3) 論文。例えば興福寺西金堂条の「智剣トクシテヤイハアリ慧鏡ミカキテクスナシヤムコトナカリシ高僧也」、招提寺条の「マコトニコレ苦海ノ船師愛河ノ橋梁也」などがあげられる。

(10) 顕兼が流布本系「巡礼記」を入手しえた経路については不詳だが、近侍していた九条兼実・良経父子のもとに、実叡の属す興福寺大乗院からもたらされた可能性、さらに建久二年の南都巡礼を行なったと推定される多子のもとに、顕兼叔母の小侍従が出仕していた関係からもたらされた可能性などが想定されるが、審らかではない。

(11) 醍醐寺本「諸寺縁起集」所引「招提寺建立縁起」も流布本系統と同じく「大使藤原清河副使大伴古満等」。

(12) あるいは名代が東大寺大仏開眼供養に関わった菩提・道璿らを伴って帰朝したという事績が影響して訂されたとも考えられるが、その蓋然性は低いだろう。

(13) 『日本高僧伝要文抄』卷三所引「延暦僧録」卷一 思託伝の、舍利が龍に奪われそうになったが、思託と「金甲」を帯びた「神人」によって免れたとする説話が淵源か。その後、南北朝『唐招提寺解』には思託に関わる言説として「金龜」が舍利塔を負っていたとの説が見える。招提寺内の思託伝周辺にこの縁起説はあったようである。

(14) 【前田・集記】 共通祖本か。これについては前掲注(1) 論考で検討した。

(15) 前掲注(5) 論考参照。

(16) 前掲注(2) 論考に【神宮】「龍門」それぞれの独自記事の一覽を付した。

(17) 現神宮本の表文書である「類聚神祇本源」内宮別宮篇は、【神宮】と同筆で記された文書四篇を纏めた冊子本を解体し、その紙背に書写したものである。この文書は、延暦寺関連二篇・祇園社関連一篇・南都諸寺関連一篇であり、現【神宮】が書写された段階では、その書物に「南都」を指向する意識は希薄であったと考えられる。したがって、本稿でいう【神宮】の「南都」指向性とは、その親本ないしは【神宮・龍門】共通祖本段階の編集意識である。

#### 付記

本稿は平成二〇年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。なお、末筆ではあるが、学部生以来、ながらくご指導をたまわった岩松研吉郎先生に記して深く御礼を申し上げる。

q 二本ナシ、一本、記事・本文配列の相違	p 二本ナシ、一本、独自文・独自記事	o 二本ナシ、一本、縁起言説にかかわる語句の増幅	n 二本ナシ、一本、修辭的表現の増幅	m 二本ナシ、一本、叙述にかかわる語句の増幅	l 二本ナシ、一本、一般的な語句の増幅	k 二本一致、一本、本文改変（文脈的・内容的に整合化するための追加・訂正）	j 二本一致、一本、本文改変（具体化・詳細化・修辭的表現追加）	i 二本一致、一本、本文改変（異なる表現を採用）	h 二本一致、一本、本文改変（誤写・誤理解）	g 二本一致、一本、本文改変（本文の簡略化）	f 二本一致、一本、意図的と推される記事・語句の削除（重複等による）	e 二本一致、一本、一般的な語句の欠脱	d 二本一致、一本、叙述にかかわる語句の欠脱	c 二本一致、一本、修辭的表現の欠脱	b 二本一致、一本、縁起言説にかかわる語句の欠脱	a 二本一致、一本、ナシ（一文相当以上の記事）	「完全」 二本の記述が完全に一致すると見なすもの。 「誤脱」 その語の有無により文脈が崩れるもの。	①【東急・神宮】が相対的に一致。〈流布本〉に異同あり。
																		総数
3	9	0	14	17	12	11	27	18	5	2	4	3	6	0	3	1	総数	②【流布・神宮】が相対的に一致。【東急】に異同あり。
/						10	15	12	3	1	2	2	3	0	2	1	完全	誤脱
						/						/						
0	0	0	0	2	4													0
/						0	0	2	4	1	1	3	4	0	2	0	0	完全
						/						/						4
4	15	7	4	19	11													7
/						5	7	11	18	5	6	12	6	2	2	3	完全	
						/						/						7